京都市急病診療所条例を廃止する条例（平成２２年１０月１２日京都市条例第２２号）

（保健福祉局保健衛生推進室医務審査課）

京都市急病診療所，京都市休日急病内科小児科東診療所及び京都市休日急病内科西診療所（以下「京都市急病診療所等」という。）において，受診することができる診療科目がそれぞれの診療所において限られていること並びに京都市急病診療所等の建物及び医療機器の老朽化が進んでいることから，京都市急病診療所等において実施している業務を社団法人京都府医師会に委託し，同法人が新たに設置する診療所において，同法人に当該業務を実施させることにより，当該診療所において総合的な診療を受けることができるようにするとともに，市民の利便性の向上を図ることに伴い，京都市急病診療所等を廃止することとしました。

この条例は，平成２３年３月１日から施行することとしました。

　京都市急病診療所条例を廃止する条例を公布する。

　　平成２２年１０月１２日

京都市長　門　川　大　作

京都市条例第　２２　号

　　　京都市急病診療所条例を廃止する条例

　京都市急病診療所条例は，廃止する。

　　　附　則

　この条例は，平成２３年３月１日から施行する。

（保健福祉局保健衛生推進室医務審査課）